

総合評価方式における本店等所在地の評価について（お知らせ）

平成 27 年 4 月 1 日以降に本店及び建設業法上の主たる営業所を変更した場合、総合評価方式における本店等所在地の評価の考え方は次のとおりとしますので、ご承知おきください。

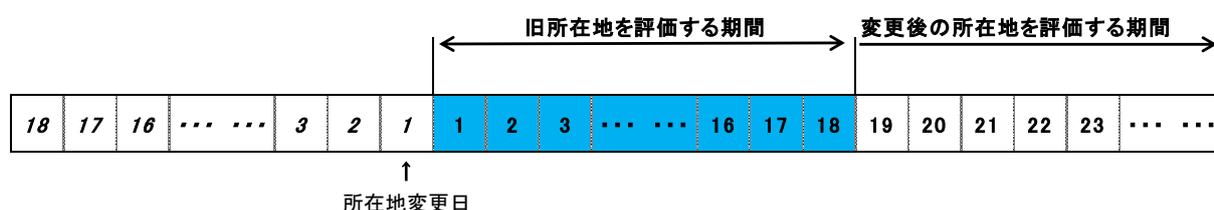
適用日：平成 27 年 4 月 1 日以降に公告にかかる案件に適用

評価方法（総合評価方式における加点の考え方）：

平成 27 年 4 月 1 日以降に本店及び建設業法上の主たる営業所の所在地を変更した場合

- ・ 所在地を変更した月の翌月から起算して 18 か月間以上連続して所在地に変更がない場合、19 か月目以降の公告案件から当該所在地を評価します。
- ・ 所在地変更後の期間が 18 か月間に満たない場合において、変更前の住所に 18 か月以上連続して所在していた場合は、旧所在地を評価します。
- ・ 「本店及び建設業法上の主たる営業所」の所在地を変更した月は、変更前の所在地の期間に含むものとします。
- ・ 公告月前の 36 か月間に 18 か月以上連続した所在地が存在しない場合、評価対象となりません。

【所在地の評価方法】



※ 公告月前の36か月間に18か月以上連続した所在地が存在しない場合、評価対象となりません。